㈢　一定の病気等に該当する疑いがある者に対する免許の効力の停止に関する規定の整備（第一〇四条の二の三関係）

公安委員会は、臨時に適性検査を行う場合において、その者が、自動車等の運転により交通事故を起こし、かつ、当該事故の状況から判断して、一定の病気等に該当する疑いがあると認められるとき等は、三月を超えない範囲内で期間を定めてその者の免許の効力を停止することができることとした。この場合において、当該処分を受けた者が一定の病気等に該当しないことが明らかとなったときは、速やかに当該処分を解除しなければならないこととした。

㈣　一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された場合における再取得した免許に係る免許証の有効期間に関する規定の整備（第九二条の二関係）

一定の病気に該当すること等を理由として免許の取消しを受けた者で当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けたものに対する免許証の有効期間に関する規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は継続していたものとみなすこととした。

㈤　一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された場合における免許の再取得に係る試験の一部免除に関する規定の整備（第九七条の二関係）

一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された者でその者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないものについては、その者が受けていた免許に係る運転免許試験（適性試験を除く。）を免除することとした。

2　悪質・危険運転者対策の推進に関する規定の整備

㈠　無免許運転等に対する罰則の引上げ（第六四条及び第一一七条の二の二関係）

無免許運転を行った者等に対する罰則を引き上げた。

㈡　無免許運転幇助行為に対する罰則規定の整備（第六四条、第一一七条の二の二及び第一一七条の三の二関係）

無免許運転を行うおそれがある者に対し自動車等を提供する行為及び自己の運送の要求等をして無免許運転が行われている自動車等に同乗する行為を禁止し、これらに違反した者に対する罰則を整備した。

㈢　取消処分者講習に関する規定の整備（第九六条の三及び第一〇八条の二関係）

免許が失効したため免許の取消しを受けなかった者等で、運転免許試験を受けようとするものは、過去一年以内に取消処分者講習を終了した者でなければならないこととした。

㈣　自転車利用者対策の推進に関する規定の整備

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備（第一〇八条の二、第一〇八条の三の四及び第一二〇条関係）

(1)　公安委員会は、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を行うものとすることとした。

(2)　公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律の規定等に違反する行為であって道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるものを反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる(1)の講習を受けるべき旨を命ずることができることとした。

㈤　自転車の検査等に関する規定の整備（第六三条の一〇及び第一二〇条関係）

警察官は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車と認められる自転車が運転されているときは、当該自転車を停止させ、及び当該自転車の制動装置について検査をすることができることとした。また、この場合において、警察官は、当該自転車の運転者に対し、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要な応急の措置をとることを命じ、また、応急の措置によっては必要な整備をすることができないと認められる自転車については、当該自転車の運転を継続してはならない旨を命ずることができることとした。

㈥　路側帯の通行に関する規定の整備（第一七条の二関係）

軽車両が通行することができる路側帯について、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ることとした。

㈦　その他

㈠　環状交差点における車両等の交通方法の特例に関する規定の整備（第四条、第三五条の二、第三七条の二、第五三条、第一一九条、第一二〇条、第一二一条等関係）

環状交差点（車両の通行の用に供する部分が環状の交差点であって、道路標識等により車両が当該部分を右回りに通行すべきことが指定されているものをいう。）における車両等の交通方法の特例に関する規定を整備した。

㈡　放置違反金の収納事務の委託に関する規定の整備（第五一条の一六関係）

都道府県は、放置違反金の収納事務について、収入の確保及び納付命令を受けた者の義務の履行に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができることとした。

5　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（法律第四四号）（内閣府本府）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方分権改革推進委員会の勧告等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付け・枠付けを見直すこととし、地方からの提案に係る事項、通知・届出・報告、公示・公告等及び職員等の資格・定数等を中心に、関係法律の改正を行うこととした。

2　住民に最も身近な行政主体である市町村が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の権限を市又は特別区へ移譲することとし、関係法律の改正を行うこととした。

3　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第一七六号）（内閣府本府）

1　大臣官房及び大臣官房企画調整課の所掌事務に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第七条第一号ホ(1)の相談に関することを追加することとした。

2　この政令は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二五年六月一五日）から施行することとした。
